

## 第6章

# 権利擁護を支える法制度

### 1 法の基礎

私たち人間は、様々な人々と関わり合いながら社会生活を営んでいます。そして、この社会生活を円滑に営んでいくために、法律や道徳、慣習などのルール（規範）が存在しています。このように、人が行動したり、判断を行ったりする際の基準や手本となるルールを大きく捉えて《法》と呼ぶことがあります。法律を始めとする法制度では、個人の権利や義務が明確に定められています。ここで、権利擁護という観点でみると、障害や疾病、貧困などが原因となり、法律によって認められるべき権利が十分に保障されていない、社会的に弱い立場に置かれた人が存在します。私たち社会福祉士は、法を学ぶことで、社会生活を営む住民として社会の価値基準を理解するだけでなく、必要に応じて、社会的に弱い立場に置かれた人の権利を擁護していく必要があります。

#### ア 法と規範

##### (1) 法と規範との関係

道徳やモラルなどの規範は、それを守らなくても、刑罰のような大きな不利益を受けることはありません。一方で、刑法のような規範は、違反すると、刑罰が科されるといった大きな不利益を受けることがあります。このように、規範の内容に応じて、これを違反した場合に不利益が生じることになりますが、生じる不利益が大きい規範ほど、その内容は明確化かつ限定される関係にあります。

##### (2) 法と道徳との関係

たとえば、人を傷つけるという行為は、道徳的に許されない行為であるのと同時に、刑法の傷害罪にも当たる行為であり、道徳と法律の内容が合致することがあります。一方で、消滅時効のように、借りたお金を返さないという行為は、道徳的に許されないものですが、法律的には認められるものであり、その意味で、道徳と法律の内容が対立することもあります。また、道徳とは無関係の法律があるなど、道徳との関係には様々なものがあります。

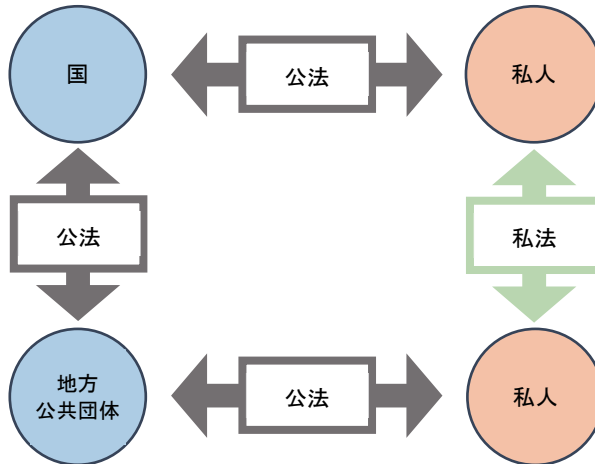
## イ 法の体系、種類、機能

### (1) 成文法と不文法

法には、《成文法》と《不文法》があり、どちらも裁判の基準になる《法源》に当たります。文章で法の内容が表現された法を成文法といい、憲法、条約、法律、規則、命令、条例がこれに当たります。一方、文章の形式をとらない法のことを不文法といい、慣習法、判例、条理がこれに当たります。

### (2) 公法と私法

法は、誰と誰との関係を規定しているかという点から、《公法》と《私法》に分けられます。公法とは、国や地方公共団体と私人との法律関係、国・地方公共団体の内部関係を定めた法をいい、憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法などがこれに当たります。一方で、私法とは、私人対私人の法律関係を定めた法をいい、民法、商法、労働契約法などがこれに当たります。



### (3) 実体法と手続法

《実体法》とは、法律関係や権利・義務が発生したり、変更・消滅したりすることを定めた法律のことをいい、民法、商法、刑法などがこれに当たります。一方、《手続法》とは、実体法で定められた権利義務関係を実現する方法（手続）を定めた法律のことをいい、民事訴訟法や刑事訴訟法など、実現手段である裁判に関するルールを定めた法律がこれに当たります。

#### (4) 法規範の特質と機能

##### ① 法規範の特質

法は、その特質に応じて《行為規範》《裁判規範》《組織規範》に分類できます。行為規範とは、人々がとるべき行為を法によって示したものをいいます。たとえば、刑法の傷害罪を通じて「人を傷つけるな」という規範が示されたりしています。次に、裁判規範とは、裁判を行う際の基準をいいます。また、組織規範とは、公的な機関の組織・権限・活動基準などを規定するものをいいます。たとえば、内閣法 12 条の「内閣に、内閣官房を置く」というような規範がこれに当たります。

##### ② 法の機能

法が持つ機能は、《社会統制機能》《活動促進機能》《紛争解決機能》に分類できます。

社会統制機能	社会秩序を維持する機能
活動促進機能	社会で自由に活動ができるように指針を示す機能
紛争解決機能	法的な紛争を解決する機能

## ウ 法律の基礎知識，法の解釈

### (1) 法律条文の構造

法律条文は、《条》と《項》からできています。項は、条文の段落に当たります（第 1 項だけは数字が付されません）。そのほか、《号》は、いくつかの事柄を列記するときに使われます。

◆例

生活困窮者自立支援法

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・続く

(2) 法解釈の基準

裁判などにおいて、法解釈の判断が都度変わってしまうと、法の安定性を欠き、法の機能が十分に働かなくなってしまう。そこで、法解釈には一定の基準が求められます。

## Ⅱ 裁判制度、判例を学ぶ意義

(1) 裁判の種類

《裁判》には、私人同士のトラブルを解決するための《民事裁判》と、犯罪事実を認定して犯人に刑罰を科すための《刑事裁判》があります。そのほか、国や地方公共団体などの公権力の権限行使の適法性を確保するための《行政裁判》などがあります。交通事故を例にみると、被害者を負傷させたことについて、被害者に対する損害賠償（治療費や慰謝料など）が問題となる場合、これは民事裁判で争われます。また、自動車運転過失致傷罪で起訴された場合には、有罪・無罪について刑事裁判で争われます。そのほか、運転免許取消処分がなされた場合には、処分が違法だと思えば、処分の取消しを求め、行政裁判で争うことになります。

## (2) 判決の種類

判決とは、裁判の当事者に勝ち負けをつけることをいいます。

### ① 民事裁判や行政裁判の場合

原告（訴えた人）の請求を認める判決を《請求認容》判決といい、原告が勝利したことを意味します。一方で、原告の請求が認められない判決を《請求棄却》判決といい、原告が負けたことを意味します。そのほか、訴えを起す期間が過ぎてしまっていた場合など、裁判所が勝ち負けを判断しないで裁判を終わらせることがあります。これを《訴え却下》判決といいます。

### ② 刑事裁判の場合

被告人（罪を犯したと疑われている人）を有罪とする判決のことを《有罪判決》、無罪とする判決のことを《無罪判決》といいます。そのほか、裁判の手續に問題があることなどを理由に、有罪か無罪かを判断せずに裁判を打ち切る場合があります。これを《公訴棄却》といいます。

## (3) 判例とは

《判例》とは、過去に行われた裁判で示された法解釈のなかで、拘束力が認められ、法源としての性質をもつものをいいます。どのような判断に拘束力が生じるかについては、明確な基準はありませんが、おおむね最高裁判所の判例のうち、繰り返し踏襲されるものに拘束力が生じると考えられています。